

特別支援教育のあり方についての論考

Disquisition on key issues in special needs education

中村 健
(NAKAMURA Ken)

I はじめに

本稿は、2014年9月16日に実施された教職支援センター夏季研修会における講演内容を再構成したものである。今回の研修では、あらかじめ多動傾向児童の口に粘着テープが貼られた事例に関する新聞5紙（2014年6月5日付 朝日・京都・日経・毎日・読売）の記事が用意された特別支援教育に関する内容で行われることとなった。そこで、この事例を題材に特別支援教育のあり方を再考してみることにした。

II 記事の概要

各紙の記事によると、京都市山科区で小学1年生男児が、4月18日の健康診断中と25日の授業中、落ち着きがなく大声で騒ぐので担任である20代女性教諭が「これが必要な（記事によっては、「これを貼らなあかんかな」）」と言いながら白い粘着テープを男児の口に貼った（あるいは男児自身が貼った）というものであった。

また、この学級（22人在籍）にはこの男児の他にも複数名のケアを要する児童がおり、非常勤の支援員を重点配置していたが、当時は不在であった、という。

さらに、担任教諭は男児自らテープを貼った、と事実関係を説明するが、保護者側（記事によると母、祖母）は担任教諭が貼ったとして「差別的な扱いを受けた」と抗議し、学校側（記事によっては市教育委員会）は、「粘着テープを示したこと自体が不適切」として謝罪したという。

なお、担任教諭は5月下旬から休んでおり、男児は変わりなく登校しているとする記事もあった。

III 事例（記事）への疑問

1 担任教諭の言動について

各紙の記事は、粘着テープが貼られた時の担任教諭の発言（言葉）について「これが必要な」とするものが3紙、「これを貼らなあかんかな」「これを貼らないといけないかな」が各1紙ずつとなっている。一見、大差ないと思われるこの違いは、事実関係を明らかにするのに、重大なヒントが隠されてはいないか。

私の、この男児に似た子どもたちとの関わりの経験上、担任の言葉が「これを貼らなあかん（かな）」「これを貼らないといけない（かな）」であった場合、おそらく男児は、「貼らなくてはいけない」と思い自ら慌てて粘着テープを手にして口に貼った、逆に「これが必要（かな）」と言った場合、おそらく男児は粘着テープが何に、どのように必要か解らず当惑した（すなわち、担任教諭が貼った）可能性が高いと思われるのである。

記事によると誰が貼ったかを明らかにしたいはずなのに、そのことの手がかりとなり得る肝心かなめの言動に対する取材が曖昧で不十分なのだろうか。課題のある子どもに対する支援の一丁目一番地は、正確な情報の収集とそれに基づく事実関係の把握にあるはずなのに。翻って、今回の新聞報道は、男児本人、担任教諭どちらが粘着テープを貼ったのか、即ち担任教諭の指導方法を問題視する点に注目した内容になっているが、社会の木鐸たる新聞がこの記事から伝えるべき重要なポイントは他にあるのではないだろうか。

2 保護者、学校の事前・事後の対応につて

保護者側は入学前に、他動や吃音傾向があるため、声かけ方法など適切なケアをしてもらおうと書類を提出していた。学校側はそれに対応して非常勤支援員を配置していたが、当時はいなかったという。また、学級在籍 22 名の中に複数名のケアを要する児童がおり、その学級を 20 代の教諭が担任する中でこの事例が起き、その後、担任は休んでいるというのである。

事前に提出された書類は、指示書、要望書、配慮リスト、協力をお願い、いずれとして提出されたのか、あるいは学校側に受け止められたのだろうか。

さらに、学校側はこうした入学前からの保護者側の想いを受けて、どのように学級・学年態勢を整え、学校全体の課題と捉えて協力して関わろうとしたのだろうか。また、非常勤支援員をどのように配置しようとして対応しようとしたのだろうか、ただ単に人手を増やしただけと思われかねない対応に終わっていなかっただろうか。

保護者との連携はコメントのほとんどが母ではなく祖母である点などからも少し気になる。

IV この事例からの教訓的な学び

1 正確な事実関係、状況の把握をする

(1) 診断名より大切なこと

今年、日本精神医学会では発達障害名の呼称を変更した。

呼称を変えたが・・・

- ・注意欠如・多動性障害→注意欠如・多動症
(Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder)
- ・自閉症スペクトラム障害→自閉スペクトラム症
(Autism Spectrum Disorder)
- ・学習障害→学習症
(Learning Disorder)

「DSM-5病名・用語翻訳ガイドライン(初版)」(日本精神神経学会)より

※ **disability(障害[碍])**, **disorder(症)**

変更の理由の一つには「障害 (disability)」の語がもつ「差し障りのある害」のイメージを少しでも払拭したいという思いがあるのだろう。

教育現場でも、医者による診断が必要だとよく言われる。それはその通りなのだが、そこには落とし穴もある。診断を仰ぐには、当然、医師の診察を受けねばならない。その際、本人、保護者の病気、障害に対する認知、受容との兼ね合いの問題が必ずと言っていいほど生じてくる。

医学的な診断を仰ぐことは、確かに指導・援助にとって重要であるが、診断名がつくことによって、一人ひとりの特性や生活環境場面における不自由さの違いなどが見えなくなってしまう恐れがある。つまり、診断名がつくことで最大公約数的な特性や症状等が把握しやすくなる一方で、それらの中には該当しない特性や症状があったり、それらからはみ出す特性や症状があったりする場合が多い。すると、本来一人ひとりが有する特性がぼやけてしまったり、わからなくなってしまうことがある。当然ながら教師は医師ではないので病気や障害を治療するのが本務ではないのだから、診断名が無いとしても、あったとしても、それだけに囚われずにいたい。教育活動の場面において発達障害のある人たちを、「『聞く力』に困難のある人たち」「『見る力』に困難のある人たち」「『行動面』に困難のある人たち」そして「『見えない』困難のある人たち」と捉えることから、子ども一人ひとりの存在と人間性を尊重し、そこから出発した子ども理解を通して、一人ひとりの健やかな成長に貢献できる指導・援助を編み出したい。

そして、児童・生徒の障害名や病名についての知識を得ることより、教師としての専門性、役割を生かして在籍する学校の教室、運動場、廊下、トイレ、通学路等々での授業中、休み時間、放課後の生活場面における実態を把握し、一人ひとりの過ごしにくさを理解し、後で述べるチーム援助において他の専門家スタッフと共に当該児童・生徒に対する指導、援助の手立てを考えることが非常に有効な関わりとなる。

(2) 事実、過ごしにくさを知ろうとする（想像する）ことの大切さ

過去のある時点で、何が起きたかを忠実に再現して真実を明らかにすることはほとんど不可能で

ある。しかし、当事者がどう思い考え、行動したかの状況を知らうとするため、あらゆる情報を集め、様々な角度から検討をし、真実に近づこうとすることは大切である。障害を理解しようとすることも大切だが、それ以上に、その特性によって、当該児童がどのような過ごしにくさの中で生きているかを共感的に理解することである。そのためには多くの関係者との情報、意見交換が大切になる。

また、そうした特性に関する「LD/ADHD等の疑似体験プログラム」（日本LD学会2007）も開発されているので、本研修ではそれらの体験の機会を設けた。以下に数例を紹介する。

間違いやすいひらがな

あ⇔お	い⇔こ
か⇔や	く⇔へ
さ⇔き	し⇔つ
た⇔に	ね⇔ぬ
は⇔ほ	わ⇔れ

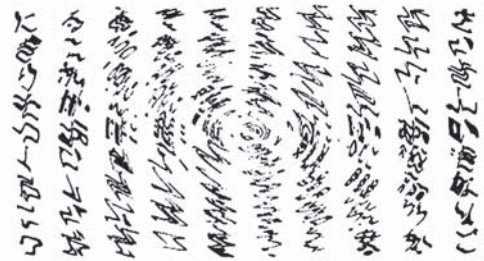
「間違いやすいひらがな」で書かれた文例

- 文1 ぬいとうつとこねのなやでちちぼん
ああさこどうぶしほなおた
- 文2 にねさとへづらとさづのなやであよ
べのほどわ？
- 文3 にこづゆうをへらぐまつに。にろう
へんぼづろうへんよりあもこけわど、
きぶろうへんぼづろうへんよりあも
へおりませんでつに。きてにこづゆ
うがこちぼんあもこのほ？

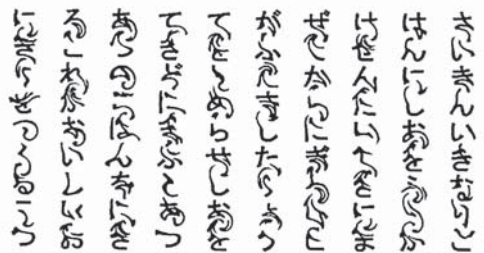
正しく表記した文例

- 文1 ねことうしといぬのなかでいちばん
おおきこどうぶつはなあに
- 文2 たぬきとくじらときじのなかでおよ
ぐのはどれ？
- 文3 たいじゆうをくらべました。たろう
くんはじろうくんよりおもいけれど、
さぶろうくんはじろうくんよりおも
くありませんでした。さてたいじゆ
うがいちばんおもいのは？

文字がゆがんで見える



一部の文字が動いているように見える



2 協働・連携した支援「チーム援助」

(1) 血の通った協働・連携によるチーム援助

この事例では、保護者は就学前より公的専門機関を利用して小学校にも文書を提出している。学校側も教育委員会と連携し、非常勤指導員の配置を行っている。しかし、これら4者（保護者、小学校、公的専門機関、教育委員会）の連携は行われていたのだろうか。仮に行われていたとしても、男児の実態と就学する小学校の実態をすり合わせて実情に応じた具体的な行動目標を持った連携が行われていたとは考えにくい。

また、学校内の連携についても、情報を共有した管理職やベテラン教諭からのスーパーヴィジョン（指導）や養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラーなどからのコンサルテーション（助言）が行われ、行動の連携をしっかりと行う協働した取り組みがなされていたのだろうか。担任は独り悩んでいなかったのだろうか。こうした役職者等とのチーム援助会議あるいは学年会議、生徒指導部会等で男児に関するチーム援助機能は働かなかったのか。例えば、援助チームの一員として支援員が有効に活かされるような工夫や作戦は練られたのだろうか。子どもたちの生活の場である学校現場を中心とした協働・連携機能は、

本来具体的、実践的な行動目標とその実施が伴わねば、形ばかりの連携となり、子どもたちの過ごしにくさは増すばかりとなる。

学校組織において、教育委員会と学校、管理職と担任教諭等の教員とのタテ関係、担任教諭、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー等のヨコ関係が、指導と助言によって支援ネットワーク形成が望まれるところである。

(2) 有効なチーム援助のあり方

すでに少し触れたように、有効なチーム援助のための最初のポイントは、当該児童に関わる専門性や役割の違うあらゆる人々、部署の情報の共有が挙げられる。そして、様々な条件で集まったこれらの情報を集約し、改めて担任を中心とした専門性、役割の違うチーム援助のスタッフで意見交換をしながら検討し、当該児童に対する具体的な行動目標を掲げ、その目標達成のために具体的な活動の趣旨や細部（いつ、誰が、何を、どのように）を決めて実施し、実践の経過や結果を基に、具体的な行動目標、具体的な活動の内容を検討、更新することを積み重ねていく。こうした作業は教員等にとって煩わしいものとなるように思われがちだが、逆にこうした援助チーム活動はチームスタッフやその他教職員集団の相互援助活動にもなるのである。

3 ユニバーサルデザインによる支援「ユニバーサル支援」を目指して

(1) すべての子どもがもつ欲求



マズローの説を掲げるまでもなく、すべての子どもたちが、仲よくなりたい、友だちがほしいと交流を求める。解ってほしい、認めてほしい、褒めてほしいと承認を求める。私もできる、役に立

ちたいと自らの影響力を求めているのである。事例の男児の場合もこうした欲求が色濃く影響していると思われる。生活場面における何らかの環境の変化や刺激によって、こうした欲求が本人の落ち着きを失わせたり、大声を出させることは容易に想像できる。また、彼を取り巻く学級集団の中にも、理由の違い、程度の差こそあれ、落ち着きをなくしたりして学業に専念しにくい児童は多くいる。その意味ですべての児童にとっても「特別な配慮」が配慮の核となり得ればよい。

(2) 「ユニバーサル支援」とは

「集中力が続かない」、「見通しがないと不安になる」、「教室から出て行く」などは「特別な配慮」を要する子どもたちの様子としてよく挙げられる例である。しかし、これらは、昨今の学校現場の授業風景としてよく言われることではないだろうか。さらに言えば、高等教育である大学の講義にも当てはまることでもあるのだ。

こうした状況に対する工夫として、授業（講義）内容を「読む」「書く」「話す」あるいは「個人活動」と「グループ活動」等に分けて構成する、授業の流れを予め板書やプリントで示しておくなどすることで「特別な配慮」を要する子ども（学生）だけでなく、すべての子ども（学生）たちに役立つサポートとなるのである。こうしたすべての子どもたちにとって過ごしやすい学校生活を送るための工夫を「ユニバーサル支援」と呼びたい。

V おわりに

今後、「特別な配慮」を要する子どもたちへの教育は、「障害」への理解はもとより、それ以上に一人ひとりの子どもたちの特性、個性をよく知った上で、生活場面での過ごしにくさに着目しながら、それらを生かし、チーム援助による学校、家庭、専門機関等の連携・協働によって健やかな成長や発達を促すものでなくてはならない。そしてこのことは就学前から終生サポートされる「生涯」教育でありたい。教育機関である学校は、そうした共生社会を創出するコミュニティの発信基地としての役割を期待したい。